

平成31年3月31日以降始期

全国公益法人協会

社団・財団法人向け「情報漏えい賠償責任保険」団体制度

約 款 集

東京海上日動火災保険株式会社

【目 次】

1. (1) 普通保険約款	2
(2) 個人情報漏えい特別約款	12
2. 基本プラン特約条項	
(1) 個人情報漏えい対応費用担保特約条項	16
(2) 法人情報漏えい担保特約条項	20
(3) 保険料支払いに関する特約条項	24
3. オプション特約条項	
(1) e-リスク担保特約条項	25
(2) クレジットカード番号等漏えい危険担保特約条項	28
(3) 求償権不行使特約条項	29

賠償責任保険普通保険約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊（以下「事故」といいます。）について法律上の損害賠償責任を負担すること（以下「保険事故」といいます。）によって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条（損害の範囲）

当社が保険金を支払う前条の損害は、次のいずれかに該当するものに限り、支払います。

①法律上の損害賠償金

法律の規定に基づき被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいいます。被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。

②争訟費用

損害賠償責任に関する争訟について被保険者が当社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。

③損害防止軽減費用

第12条（事故の発生）（1）③の規定に基づき被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続を行いまは既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合（④に規定する場合を除きます。）において、被保険者がその手続または手段のために当社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用をいいます。

④緊急措置費用

第12条（1）③の規定に基づき被保険者が必要な手続を行いまは手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明した場合において、被保険者が支出した応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用または当社の書面による同意を得て支出したその他の費用をいいます。

⑤協力費用

第13条（損害賠償請求解決のための協力）（1）の規定に基づき当社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が当社の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。

第3条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
身体の障害	人の傷害および疾病ならびにこれらに起因する後遺障害および死亡をいいます。
財物	財産的価値のある有体物をいいます。「有体物」とは、有形的存在を有する固体、液体または気体をいい、データ、ソフトウェアもしくはプログラム等の無体物、漁業権、特許権もしくは著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。
損壊	滅失、破損または汚損をいいます。「滅失」とは、財物とその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。「破損」とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。「汚損」とは、財物が予定または意図されない事由によって汚れることによりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。

	す。
売上高	保険期間中に被保険者が販売または提供する商品またはサービスの税込対価の総額をいいます。
完成工事高	保険期間中に被保険者が完成させる工事に関する税込収益の総額をいいます。
賃金	保険期間中に被保険者が労働の対価として被用者に支払う税込金銭の総額をいいます。
入場者	保険期間中に施設に入場する利用者の総数をいいます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

第4条（責任の限度）

（1）当社は、法律上の損害賠償金については、1回の事故について、その額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して保険金を支払います。ただし、当社が支払う保険金の額は、保険証券に記載された支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を限度とします。

（2）当社は、争訟費用については、その全額に対して保険金を支払います。ただし、法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、次の算式により算出される金額のみに対して保険金を支払います。

$$\text{保険金の額} = \text{争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{法律上の損害賠償金の額}}$$

（3）当社は、損害防止軽減費用、緊急措置費用および協力費用については、それらの全額に対して保険金を支払います。

第5条（保険責任の始期および終期）

（1）当社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。

（2）（1）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

（3）保険期間が始まった後であっても、当社は、保険料領収前に発生した事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（告知義務）

（1）保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの（他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

（2）保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が告知事項について故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（3）（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① （2）の事実がなくなった場合

② 当社が保険契約締結の際、（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によつ

てこれを知らなかった場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）

③ 保険契約者または被保険者が事故による損害の発生前に告知事項につき書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が（２）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合または保険契約締結時から５年を経過した場合

（４）（２）の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、当会社は、第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。（５）（４）の規定は、（２）に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害には適用しません。

（５）（４）の規定は、（２）に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害には適用しません。

第7条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
- ③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮

第8条（保険金を支払わない場合）

当会社は、特約を付帯した場合を除き、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ② 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑤ 排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任

第9条（調査）

（１）被保険者は、常に保険事故の発生を予防するために必要な措置を講じるものとします。

（２）当会社は、保険期間中いつでも（１）の予防措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険者に請求することができます。

第10条（通知義務）

（１）保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定められたものに関する事実に限ります。）が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場

合は、当会社への通知は必要ありません。

(2) (1) の事実の発生によって危険増加（告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。）が生じた場合において、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) (2) の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4) の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した事故による損害には適用しません。

(6) (2) の規定にかかわらず、(1) の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。）を超えることとなった場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(7) (6) の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、第19条の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第11条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第12条（事故の発生）

(1) 保険事故またはその原因となるべき偶然な事故が発生したことを保険契約者または被保険者が知った場合は、保険契約者または被保険者は、次の①から⑤までのすべての事項を履行しなければなりません。

①事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所・氏名を、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく当会社に書面により通知すること。

②他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。）を遅滞なく当会社に書面により通知すること。

③他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続をすることおよび既に発生した事故に係る損害の発生または拡大を防止するために必要なその他の一切の手段を講じること。

④あらかじめ当会社の承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。なお、応急手当、護送その他の緊急措置については、当会社の承認を得る必要はありません。

⑤損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、直ちにそ

の旨を当会社に通知すること。

(2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)に規定する義務に違反した場合は、当会社は、第1条(保険金を支払う場合)の損害の額から次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① (1)①、②または⑤に規定する義務に違反したときは、それによって当会社が被った損害の額

② (1)③に規定する義務に違反したときは、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額

③ (1)④に規定する義務に違反したときは、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額

第13条(損害賠償請求解決のための協力)

(1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(2) 被保険者が正当な理由なく(1)の協力の要求に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条(保険料の精算)

(1) 保険料が売上高、完成工事高、賃金または入場者等に対する割合によって定められる場合は、保険契約者は、保険契約の終了後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な書類を当会社に提出しなければなりません。

(2) 当会社は、保険期間中および保険契約の終了後1年間に限り、保険契約者または被保険者の書類のうち保険料を算出するために必要と認めるものをいつでも閲覧することができます。

(3) (1)および(2)の書類に基づいて算出された保険料(保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、最低保険料とします。)と当会社が既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、当会社は、遅滞なく、その差額を保険契約者に請求しまたは返還します。

第15条(保険契約の無効)

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。

第16条(保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者による詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第18条(重大事由による解除)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について詐欺を行い、または行おうと

したこと。

③保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。以下同様とします。）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（2）当会社は、被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。）を解除することができます。

（3）（1）または（2）の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、（1）①から④までの事由または（2）の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、次条の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（4）保険契約者または被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合は、（3）の規定は、次の損害については適用しません。

① （1）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

② （1）③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第19条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第20条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）

（1）第6条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還しまたは請求します。

（2）第10条（通知義務）（2）の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未経過期間（危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還しまたは請求します。

（3）保険契約者が（1）または（2）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。）は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（4）（1）または（2）の規定による追加保険料を請求する場合において、（3）の規定により当会社がこの保険契約を解除することができるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害には適用しません。

(6) (1) および (2) に規定する場合のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知して承認を請求し、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間（条件を変更する時以降の期間をいいます。）に対する保険料を返還しまたは請求します。

(7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第21条（保険料の返還—無効または失効の場合）

(1) 第15条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合は、当社は、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効した場合は、当社は、未経過期間（失効した時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第22条（保険料の返還—取消しの場合）

第16条（保険契約の取消し）の規定により当社が保険契約を取り消した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第23条（保険料の返還—解除の場合）

(1) 第6条（告知義務）(2)、第10条（通知義務）(2)もしくは(6)、第18条（重大事由による解除）(1)または第20条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により当社が保険契約を解除した場合は、当社は、未経過期間（解除の時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第17条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により保険契約者が保険契約を解除した場合は、当社は、保険料から既経過期間（保険期間の初日から解除の時までの期間をいいます。）に対して別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、保険料が売上高、完成工事高、賃金または入場者等に対する割合によって定められたものであるときは、第14条（保険料の精算）(3)の規定に基づいて保険料を精算します。

第24条（先取特権—法律上の損害賠償金）

(1) 第1条（保険金を支払う場合）の事故につき被保険者に対して損害賠償請求権を有する者（以下「被害者」といいます。）は、被保険者の当社に対する保険金請求権（第2条（損害の範囲）①の損害に対するものに限ります。以下この条において同様とします。）について先取特権を有します。

(2) 当社が第2条①の損害に対して保険金を支払うのは、次のいずれかに該当する場合に限ります。

①被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済した後に、当社から被保険者に支払う場合（被保険者が弁済した金額を限度とします。）

②被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被保険者の指図により、当社から直接、被害者に支払う場合

③被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被害者が被保険者の当社に対する保険金請求権についての先取特権を行使したことにより、当社から直接、被害者に支払う場合

④被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを被害者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合（被害者が承諾した金額を限度とします。）

（3）保険金請求権は、被害者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または（2）③の場合を除き、差し押さえることはできません。ただし、（2）①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第25条（保険金の請求）

（1）被保険者の保険金請求権は、第2条（損害の範囲）①の損害に対するものは保険事故による損害が発生した時に、同条②から⑤までの損害に対するものは被保険者が費用を支出した時に、それぞれ発生します。

（2）被保険者の保険金請求権は、次に定める時から、これを行使できるものとします。
①第2条①の損害に対するものは、判決、調停もしくは裁判上の和解または被保険者と被害者の間の書面による合意のいずれかによって被保険者の損害賠償責任の有無および第1条（保険金を支払う場合）の損害の額が確定した時

②第2条②から⑤までの損害に対するものは、第1条の損害の額が確定した時

（3）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを保険証券に添えて当社に提出しなければなりません。

①保険金の請求書

②被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書

③被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類

④被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類

⑤第2条②から⑤までの費用の支出を証する領収書または精算書

⑥その他当社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

（4）当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、（3）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を保険契約者または被保険者に対して求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力を行わなければなりません。

（5）保険契約者または被保険者が正当な理由なく（4）に規定する義務に違反した場合または（3）もしくは（4）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第26条（保険金の支払時期）

（1）当社は、被保険者が前条（3）に規定する手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

②保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係

④保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) 2) (1) の確認を行うため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1) の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数(複数に該当する場合は、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① (1) ①から④までの事項を確認するために行う警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。) 180日

② (1) ①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(3) (1) および(2) に掲げる事項の確認または照会もしくは調査に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくこれらの実行を妨げ、またはこれらに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)は、これにより確認が遅延した期間については、(1) または(2) の期間に算入しないものとします。

第27条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額(以下「支払責任額」といいます。)の合計額が損害の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第28条(時効)

保険金請求権は、第25条(保険金の請求)(2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第29条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は、次の額を限度として当社に移転します。

① 当社が損害額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
(2) (1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社に移転する(1)の債権の保全および行使な

らびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。保険契約者または被保険者が当会社に協力するために支出した費用は、当会社の負担とします。

第30条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第31条（準拠法）

この保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表（短期料率表）

既経過期間	7日 まで	15日 まで	1ヶ月 まで	2か月 まで	3か月 まで	4か月 まで	5か月 まで	6か月 まで	7か月 まで	8か月 まで	9か月 まで	10か月 まで	11か月 まで	1年 まで
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

個人情報漏えい特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

（2）当社は、事故に起因する損害賠償請求（以下「請求」といいます。）が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中になされた場合に限り、保険金を支払います。

第2条（用語の定義）

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
事故	個人情報の漏えいまたはそのおそれをいいます。
個人情報	記名被保険者以外の個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。 ア．その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号を除きます。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報を含みます。） イ．個人識別符号が含まれるもの
記名被保険者	保険証券記載の記名被保険者をいいます。
個人識別符号	次のものをいいます。 ア．マイナンバー イ．運転免許証番号 ウ．旅券番号 エ．基礎年金番号 オ．保険証番号 カ．アからオまでに規定するもののほか、個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号
被保険者	次の者をいいます。 ア．記名被保険者 イ．記名被保険者の役員または使用人。ただし、記名被保険者の業務に関する場合に限りま。
漏えい	個人情報被害者以外の第三者に知られたこと（知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。
第三者	次のアからエまでのいずれにも該当しない者をいいます。 ア．保険契約者 イ．被保険者 ウ．アまたはイの者によって個人情報の使用または管理を認められた事業者 エ．アまたはウの者の使用人
被害者	漏えいした個人情報によって識別される個人をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、②、普通保険約款第7条①および第8条③の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

- ① 保険期間の開始前に発生した事由により請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由
- ② 保険契約者または被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行為
- ③ 他人の身体の障害
- ④ 他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐取。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した事故に対しては、この規定を適用しません。
- ⑤ クレジットカード番号、口座番号または暗証番号等が漏えいし、これらの番号が使用されたことによって生じた他人の経済的な損害
- ⑥ 被保険者によって、または被保険者のために行われた広告宣伝、放送または出版
- ⑦ 株価または売上高の変動
- ⑧ 記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求

第4条（支払限度額の特則）

（1）事故に起因して被害者以外の者（被保険者を含みません。）が支出した費用について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害のうち、法律上の損害賠償金に対して当社が支払う保険金の額は、個人情報漏えい対応費用担保特約条項において支払う保険金の額と合算して、保険証券の「個人情報漏えい対応費用担保特約条項」欄に記載の支払限度額を限度とします。

（2）保険期間中に支払限度額を変更する場合において、保険契約者または被保険者が、その変更前に発生した事由により請求を受けるおそれがあることを認識していたとき（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、（1）の規定にかかわらず、当社は、その事由に起因してなされた請求については、変更前または変更後の支払限度額のうち、いずれか低い金額を支払限度額とします。

第5条（請求原因の通知）

（1）保険契約者または被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）（2）の請求がなされるおそれのある事故（ただし、請求がなされるおそれのあることが合理的に予想される事故に限ります。）の発生を保険期間中に知った場合は、遅滞なく、その具体的状況を当社に書面により通知しなければなりません。

（2）保険契約者または被保険者が（1）の通知を行った場合は、その事故により保険期間終了後に被保険者に対してなされた請求は、第6条（1請求の定義）の規定が適用される場合を除き、保険期間の末日になされたものとみなします。

（3）（2）の規定は、この保険契約が保険期間の末日までに失効しまたは解除された場合には適用しません。

（4）保険契約者または被保険者が正当な理由なく（1）の通知を怠った場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

第6条（1請求の定義）

同一の原因または事由に起因する一連の請求は、請求の時もしくは場所または請求者の

数にかかわらず、「1請求」とみなし、被保険者に対して最初の請求がなされた時にすべての請求がなされたものとみなします。

第7条（保険料の不精算）

（1）この保険契約において、保険料を定めるために用いる「売上高」とは、普通保険約款第3条（用語の定義）の規定にかかわらず、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）等において記名被保険者が販売または提供したすべての商品またはサービスの税込対価の総額をいいます。ただし、これを把握することができない新規事業等については、記名被保険者が保険期間中に販売または提供するすべての商品またはサービスに関して見込まれる税込対価の総額とします。

（2）この保険契約の保険料が（1）に規定する「売上高」以外の金額または数量に対する割合によって定められる場合においては、（1）に準じて、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）等におけるその金額または数量を用います。

（3）普通保険約款第14条（保険料の精算）（1）および（3）ならびに保険料に関する規定の変更特約条項（以下「変更特約」といいます。）第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）（7）の保険料の精算の規定は、（1）ただし書に該当する場合を除き、この保険契約には適用しません。

（4）当社が第1条（保険金を支払う場合）（1）の保険金を支払う場合において、保険契約者または記名被保険者が申告した売上高または（2）に規定する金額もしくは数量が実際の金額または数量に不足していたときは、当社は、（1）ただし書に該当する場合を除き、申告された金額または数量に基づく保険料と実際の金額または数量に基づく保険料との割合により、保険金を削減して支払います。

第8条（読替規定）

（1）この特別約款においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替後	読替前
第4条（責任の限度）（1）	1回の事故について	1請求について
第5条（保険責任の始期および終期）（3）、第10条（通知義務）（4）および（7）ならびに第18条（重大事由による解除）（3）	発生した事故	なされた請求
第6条（告知義務）（1）、（2）および（3）③、第10条（1）および（2）ならびに第14条（保険料の精算）（2）	被保険者	記名被保険者
第6条（3）③	事故による損害の発生前	請求がなされる前
第6条（4）、第10条（4）および（7）ならびに第18条（3）	事故による損害の発生後	請求がなされた後

（2）この特別約款においては、変更特約を下表のとおり読み替えます。

変更特約の規定	読替前	読替後
第2節第1条（保険料の払込方法等）（2）	初回保険料払込前の事故	初回保険料払込前になされた請求
第2節第1条（2）、第2	生じた事故	なされた請求

節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）（1）および第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）（4）		
第2節第1条（3）②および（4）①ならびに第4節第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）（1）①、②および（2）	事故の発生の日	請求がなされた日
第2節第1条（4）ならびに第4節第4条（1）および（2）	事故による損害	請求による損害
第3節第1条（保険料不払による保険契約の解除）（2）および第4節第4条（3）	発生した事故	なされた請求
第4節第4条（5）	事故が発生した	請求がなされた
第4節第4条（5）③	事故の発生の日時	請求がなされた日時

第9条（普通保険約款等との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。

証券番号

Y	1	2	9	9	7	2	4	8	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

個人情報漏えい対応費用担保特約条項 (個人情報漏えい特別約款用)

第1条 (保険金を支払う場合)

(1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、事故に起因して被保険者が事故対応期間内に生じた個人情報漏えい対応費用を負担することによって被る損害（損害が生じたことにより他人から回収できる金額がある場合は、その金額を控除した額とします。）に対して、保険金を支払います。

(2) 当社は、被保険者が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に事故を発見し、そのことが次のいずれかの事由により客観的に明らかになった場合に限り、保険金を支払います。

- ① 公的機関に対する被保険者による届出または報告等（文書によるものに限り、）
- ② 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道

第2条 (用語の定義)

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
事故対応期間	被保険者が最初に事故を発見した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間をいいます。
個人情報漏えい対応費用	<p>次の費用のうち、事故対応を被保険者が行うために直接必要なものをいいます。ただし、その額および用途が社会通念上妥当であるものに限ります。</p> <p>ア．新聞・テレビ等のマスメディアを通じて事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用（説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。）。ただし、イからクまでに規定するものを除きます。</p> <p>イ．事故原因の調査費用</p> <p>ウ．他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用</p> <p>エ．通信費もしくは詫言状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用</p> <p>オ．事故に関して支出する次の費用。ただし、当社の書面による同意を得て支出されたものに限ります。</p> <p>（ア）コンサルティング費用（1事故につき保険証券のこの特約条項の「コンサルティング費用」欄記載の額を限度とします。）。ただし、事故発生時の対策または事故の再発防止対策に関するものに限ります。</p> <p>（イ）弁護士報酬。ただし、保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除きます。</p> <p>カ．記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用</p>

	<p>キ．記名被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費 ク．謝罪のために被害者に対して支出する次の費用（被害者1名につき保険証券のこの特約条項の「見舞金・見舞品費用」欄記載の額を限度とします。） （ア）見舞金 （イ）金券（保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。）の購入費用 （ウ）見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りませぬ。）なお、個人情報漏えい対応費用には、次のものを含まませぬ。 ア．この保険契約と同種の損害保険契約の保険料 イ．金利その他資金調達に関する費用 ウ．記名被保険者の役員に対する報酬または給与 エ．個人情報漏えい特別約款（以下「特別約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害 オ．ネットワークを構成する機器・設備について、修理、回収、代替、点検、交換または改善を行うための費用（被保険者が直接支出したものであるかどうかを問ひませぬ。）</p>
ネットワーク	<p>情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、これを構成する機器・設備（端末装置等の周辺機器および通信用回線を含みます。）を含みます。</p>

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払ひませぬ。なお、①の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

- ① 保険契約者または被保険者が法令に違反すること
または他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
- ② 他人の身体の障害
- ③ 他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐取。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した事故に対しては、この規定を適用しませぬ。
- ④ 記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求

第4条（事故の発生）

（1）保険契約者または被保険者は、事故の発生を知った後、遅滞なく、普通保険約款第12条（事故の発生）（1）に規定する事項を履行しなければなりません。また、個人情報漏えい対応費用の損害額が確定した後、その対応の実施時期および内容ならびに費用の支出を証明する資料を当社に提出しなければなりません。

（2）保険契約者または被保険者が正当な理由なく（1）に規定する義務に違反し、または（1）の資料につき知っている事実を表示せずもしくは事実と異なる表示をした場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払ひます。

第5条（責任の限度）

（1）当社は、第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害の額が保険証券のこの特約

条項の欄に記載の免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。

(2) 当社が支払う(1)の保険金の額は、1事故かつ保険期間中につき、保険証券のこの特約条項の欄に記載の支払限度額を限度とします。

第6条(1事故の定義)

同一の原因または事由に起因して発生した一連の事故は、発生した、もしくは発見された時・場所または被害者の数にかかわらず、「1事故」とみなし、被保険者によって最初に事故が発見された時にすべての事故が発見されたものとみなします。

第7条(読替規定)

(1) この特約条項においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替後	読替前
第5条(保険責任の始期および終期)(3)、第10条(通知義務)(4)および(7)ならびに第18条(重大事由による解除)(3)	発生した事故	発見された事故
第6条(告知義務)(3)③	事故による損害の発生前	事故が発見される前
第6条(4)、第10条(4)および(7)ならびに第18条(3)	事故による損害の発生後	事故が発見された後

(2) この特約条項においては、保険料に関する規定の変更特約条項を下表のとおり読み替えます。

保険料に関する規定の変更特約条項の規定	読替後	読替前
第2節第1条(保険料の払込方法等)(2)、第2節第5条(第2回目以降の保険料不払の場合の免責等)(1)および第4節第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)	生じた事故	発見された事故
第2節第1条(3)②および(4)①ならびに第4節第4条(保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い)(1)①、② および(2)	事故の発生の日	事故が発見された日
第3節第1条(保険料)	発生した事故	発見された事故

不払による保険契約の解除) (2) および第4節第4条 (3)		
第4節第4条 (5)	事故が発生した	事故が発見された
第4節第4条 (5) ③	事故の発生の日時	事故が発見された日時

第8条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

証券番号

Y	1	2	9	9	7	2	4	8	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

法人情報漏えい担保特約条項 (個人情報漏えい特別約款用)

第1条 (保険金を支払う場合)

(1) 当社は、次の損害に対して、この特約条項により保険金を支払います。

- ① 事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ② 事故に起因して被保険者が事故対応期間内に生じた法人情報漏えい対応費用を負担することによって被る損害 (損害が生じたことにより他人から回収できる金額がある場合は、その金額を控除した額とします。)

(2) 当社は、(1) ①または②の損害について、それぞれ次の場合に限り、保険金を支払います。

(1) ①の損害	事故に起因する損害賠償請求 (以下「請求」といいます。) が保険証券記載の保険期間 (以下「保険期間」といいます。) 中になされた場合
(1) ②の損害	被保険者が保険期間中に事故を発見し、そのことが次のいずれかの事由により客観的に明らかになった場合。 ア．公的機関に対する被保険者による届出または報告等 (文書によるものに限ります。) イ．新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道 ウ．被害法人に対する詫び状の送付等法人情報の漏えいを客観的に確認できる事由

第2条 (用語の定義)

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
事故	法人情報の漏えいまたはそのおそれをいいます。
法人情報	記名被保険者以外の実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報をいいます。
漏えい	法人情報が被害法人以外の第三者に知られたこと (知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。) をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。
第三者	次のアからウまでのいずれにも該当しない者をいいます。 ア．保険契約者 イ．被保険者 ウ．アまたはイの者の使用人
被害法人	漏えいした法人情報によって識別される法人をいいます。
事故対応期間	被保険者が最初に事故を発見した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間をいいます。
法人情報漏えい対応費用	次の費用のうち、事故対応を被保険者が行うために直接必要なものをいいます。ただし、その額および用途が社会通念上妥当であるものに限り、支払われます。

	<p>ア．新聞・テレビ等のマスメディアを通じて事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用（説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。）。ただし、イからクまでに規定するものを除きます。</p> <p>イ．事故原因の調査費用</p> <p>ウ．他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用</p> <p>エ．通信費もしくは詫言状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用</p> <p>オ．事故に関して支出する次の費用。ただし、当会社の書面による同意を得て支出されたものに限りま。</p> <p>（ア）コンサルティング費用（1事故につき保険証券のこの特約条項の「コンサルティング費用」欄記載の額を限度とします。）。ただし、事故発生時の対策または事故の再発防止対策に関するものに限りま。</p> <p>（イ）弁護士報酬。ただし、保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除きます。</p> <p>カ．記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用</p> <p>キ．記名被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費</p> <p>ク．謝罪のために支出する見舞品の購入費用（被害法人1社につき保険証券のこの特約条項の「見舞品費用」欄記載の額を限度とします。）。ただし、保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りま。</p> <p>なお、法人情報漏えい対応費用には、次のものを含まません。</p> <p>ア．この保険契約と同種の損害保険契約の保険料</p> <p>イ．金利その他資金調達に関する費用</p> <p>ウ．記名被保険者の役員に対する報酬または給与</p> <p>エ．第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害</p> <p>オ．ネットワークを構成する機器・設備について、修理、回収、代替、点検、交換または改善を行うための費用（被保険者が直接支出したものであるかどうかを問いません。）</p>
ネットワーク	<p>情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、これを構成する機器・設備（端末装置等の周辺機器および通信用回線を含みます。）を含みます。</p>

第3条（保険金を支払わない場合）

（1）第1条（保険金を支払う場合）（1）①の損害について、当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 個人情報漏えい特別約款（以下「特別約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合）に規定する事由。同条①の規定（1）第1条（保険金を支払う場合）（1）①の損害について、当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 個人情報漏えい特別約款（以下「特別約款」といいます。）第3条（保険金を支払

わない場合)に規定する事由。同条①の規定中「保険期間の開始前」とあるのは、「法人情報漏えい担保特約条項を付帯する前」、「保険期間の開始時」とあるのは、「法人情報漏えい担保特約条項を付帯した時」とそれぞれ読み替えて適用します。

② 信用のき損、信頼の失墜またはブランド力の低下

③ 被保険者が他人に法人情報を提供または取扱いを委託したことが法人情報の漏えいまたはそのおそれにあたるとしてなされた請求

(2) 第1条(1)②の損害について、当会社は、普通保険約款第7条に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由または費用に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 個人情報漏えい対応費用担保特約条項(以下「費用特約」といいます。)第3条(保険金を支払わない場合)に規定する事由

② 被保険者が他人に法人情報を提供または取扱いを委託したことが法人情報の漏えいまたはそのおそれにあたるとしてなされた

第4条(責任の限度)

(1) 第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害について、当会社が支払う保険金の額は、普通保険約款第4条(責任の限度)(1)の規定にかかわらず、それぞれ下表の「保険金の額」欄に記載の額とし

ます。ただし、それぞれ下表の「この特約条項における支払限度額」欄に記載の支払限度額を限度とします。

(2) 事故に起因して被害法人以外の者(被保険者を含みません。)が支出した費用について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害のうち、法律上の損害賠償金に対して当会社が支払う保険金の額は、(1)の規定にかかわらず、1請求および保険期間中につき、下表の「第1条(1)②の損害」についての「この特約条項における支払限度額」欄に記載の支払限度額を限度とします。

(3) 当会社が第1条(1)②の損害について支払う保険金の額は、(2)の金額と合算して、下表の「第1条(1)②の損害」についての「この特約条項における支払限度額」欄に記載の支払限度額を限度とします。

(4) 当会社がこの保険契約において支払う保険金の額は、それぞれ下表の「この保険契約における支払限度額」欄に記載の支払限度額を限度とします。

	保険金の額	この特約条項における支払限度額	この保険契約における支払限度額
第1条(1)①の損害	法律上の損害賠償金については、保険証券の「基本契約」欄記載の免責金額を超過する額	法律上の損害賠償金については、保険証券の「基本契約」欄記載の支払限度額または1億円のいずれか低い額	法律上の損害賠償金については、特別約款およびe-リスク担保特約条項(この保険契約に付帯されている場合に限り)に基づき支払う保険金の額と合算して保険証券の「基本契約」欄記載の支払限度額
第1条(1)②の損害	保険証券の「個人情報漏えい対応費用担保特約条項」欄記載の免責金額を超過する額	保険証券の「個人情報漏えい対応費用担保特約条項」欄記載の支払限度額	費用特約に基づき支払う保険金の額と合算して保険証券の「個人情報漏えい対応費用担保特約条項」欄記載の支払限度額

第5条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

証券番号

Y	1	2	9	9	7	2	4	8	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

保険料支払いに関する特約条項 (賠償責任保険用)

第1条 (保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の翌日から起算して10日以内に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)に定める払込期日までに保険料を払い込まない場合は、当会社は、保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができるものとします。
- (3) (2)の解除の効力は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第19条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、保険証券に記載された保険期間の初日に遡及して生じるものとします。

第2条 (普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款ならびにこの保険契約に付帯される特別約款および他の特約条項の規定を適用します。

証券番号

Y	1	2	9	9	7	2	4	8	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

e-リスク担保特約条項 (個人情報漏えい特別約款用)

第1条 (保険金を支払う場合)

(1) 当社は、被保険者による対象業務の遂行に伴い、次の事由により発生した事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約条項により保険金を支払います。

① コンピュータ・ウィルスの感染

② 第三者による不正アクセス

③ 被保険者が電子メールで発信した電子情報のかし。「かし」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア．電子情報の構成が、予定されたフォーマット（記録形式）に則っていないこと。

イ．電子情報の内容が、予定された内容と異なっていること（送付先情報が異なっている場合を含みます。）。

ウ．電子情報の完全性が損なわれていること（一部であるか全部であるかにかかわらず、電子情報が作成された時点のものと合致していないことをいいます。）。

(2) 当社は、(1)の事故に起因する損害賠償請求が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中になされた場合に限り、保険金を支払います。

第2条 (用語の定義)

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
対象業務	ホームページの運営・管理業務または電子メールの送信・受信業務であって、日本国内において行うものをいいます。
事故	他人の業務の休止もしくは阻害、電子情報の消失もしくは損壊または人格権侵害をいいます。ただし、個人情報の漏えいまたはそのおそれによるものを除きます。
電子情報	情報システム（コンピュータを中心とする情報処理および通信に関するシステムをいいます。以下同様とします。）で取り扱い、またはネットワークで通信する電子的な情報（電子的な形での利用を予定されている情報を含みます。）、データまたはプログラムをいいます。
ネットワーク	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、これを構成する機器・設備（端末装置等の周辺機器および通信用回線を含みます。）を含みます。
人格権侵害	自然人に関する次のいずれかの侵害に該当するものをいいます。法人に関するものを含まません。 ア．プライバシーの侵害 イ．名誉または信用のき損 ウ．氏名権（自己の氏名を他人に冒用されない権利をいいます。）の侵害 エ．肖像権（自己の肖像を無断で他人に撮影されまたは使用もしくは

	は公表されない権利をいいます。)の侵害 オ．パブリシティ権（顧客吸引力を備え経済的利益または価値を有する氏名もしくは名称または肖像を無断で他人に使用されない権利をいいます。）の侵害
コンピュータ・ウイルス	他人の情報に対して意図的に被害を及ぼすように作られたプログラムまたはファイルであって、次のすべての機能を有するものをいいます。 ア．自らの機能によりまたはシステム機能を利用して自らを他のシステム、プログラムまたはファイルに複製または伝染させる機能 イ．情報を破壊もしくは修正しまたは設計者の意図しないシステムの動作を行わせる機能
第三者	次のアからウまでのいずれにも該当しない者をいいます。 ア．保険契約者 イ．被保険者 ウ．アの者の役員または使用人
不正アクセス	ネットワーク上にあるソフトウェア、プログラムまたはデータ等について、正当な使用権限を有しない者が、ファイアウォール（外部からの閲覧、使用、改竄、破壊、消去、インストールその他これらに類似する行為を制限する措置をいいます。）を通過して行う次の行為をいいます。 ア．使用権限を制限することにより保護されているネットワーク上の情報、ソフトウェアまたはプログラムの閲覧、使用、改竄、破壊または消去 イ．使用権限を制限されているネットワーク上の機能の設定変更 ウ．ネットワークの管理者により使用を認められていないソフトウェアまたはプログラムのインストール

第3条（保険金を支払わない場合）

（1）当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）ならびに個人情報漏えい特別約款（以下「特別約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合）（この特約条項において、①を除きます。）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険期間の開始時に保険契約者または被保険者がその発生またはそのおそれを知っていた事故（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）

② 電子マネー（出入金など金銭の情報を電子化し、現物の通貨と同様の働きをするものをいいます。）

③ ソフトウェア開発またはプログラム作成

④ 対象業務の結果を利用して製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合

⑤ 対象業務の履行不能または履行遅滞

⑥ 被保険者の支払不能または破産

⑦ 被保険者以外の者に販売、納入または引き渡した情報システムまたはネットワークの不具合

⑧ 被保険者以外の者から管理またはメンテナンスを受託した情報システムまたはネットワークの不具合

（2）当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の賠償責任に起因する損害

に対しては、保険金を支払いません。

① 業務の結果を保証することにより加重された賠償責任

② 被保険者の下請負人または共同事業者に対する賠償責任（3）当社は、対象業務の追完もしくは再履行または対象業務の結果の回収、点検、修理、交換、やり直し等の措置のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の提供の価値を含みます。）に対しては、被保険者が支出したかどうかにかかわらず、保険金を支払いません。

第4条（責任の限度）

（1）第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害については、普通保険約款第4条（責任の限度）（1）の「支払限度額」および「免責金額はそれぞれ保険証券の「基本契約」欄に記載の額とします。

（2）当社が法律上の損害賠償金について支払う保険金の額は、特別約款および法人情報漏えい担保特約条項（この保険契約に付帯されている場合に限り）に基づいて支払う保険金の額と合算して保険証券の「基本契約」欄に記載の支払限度額を限度とします。

第5条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

証券番号

Y	1	2	9	9	7	2	4	8	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

クレジットカード番号等漏えい危険担保特約条項
(個人情報漏えい特別約款用)

この保険契約において、個人情報漏えい特別約款第3条（保険金を支払わない場合）⑤の規定は、適用しません。

証券番号

Y	1	2	9	9	7	2	4	8	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

求償権不行使特約条項
(各種特別約款用)

当社は、賠償責任保険普通保険約款第29条（代位）の規定により当社に移転した権利のうち、保険証券のこの特約条項の欄に求償権不行使先として記載された者に対する権利についてはこれを行使しません。ただし、当社が保険金を支払うべき損害がその者の故意によって生じた場合を除きます。